

療育手帳について (Q&A)

ここに記載されている手帳の手続に関する内容は、兵庫県立知的障害者更生相談所での取扱となります。

1 療育手帳とは・・・

質問	質問の答え
1 療育手帳とは何ですか。	「療育手帳」とは、知的障害者（児）の方に交付される手帳です。知的障害者（児）の方が一貫した指導・相談が受けることができ、また障害福祉サービスなどを利用しやすくすることを目的に交付されます。
2 療育手帳を取得すればどのようなサービスが受けられますか。	様々なサービスや割引が利用できますが、市町によってサービス等の内容が異なります。お住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。
3 知的障害とはどういう状態ですか。	「知的障害」について、法令上に定義はされていません。兵庫県では、「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義しています。
4 知的障害があると必ず療育手帳を持たなければなりませんか。	療育手帳は本人又はその保護者の申請に基づいて交付されるものです。知的障害があるからといって必ず療育手帳を持たなければならないということではありません。
5 申請すれば誰でも療育手帳が交付されますか。	兵庫県で療育手帳が交付される対象は、知的障害を有する方、または発達障害の診断を受けられた方です。いずれにも該当しない場合は、申請されても手帳は交付されません。
6 兵庫県では発達障害にも療育手帳を交付していますが、発達障害とはどのようなものですか。	兵庫県では発達障害と診断された方にも療育手帳を交付しています。発達障害と診断されるものとして、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症(ADHD)、学習症（学習障害）、などがあります。

2 初めて療育手帳を申請される方・・・

質問	質問の答え
1 どこで療育手帳を交付していますか。	18歳未満の人に対してはこども家庭センター、18歳以上の人に対しては県立知的障害者更生相談所で療育手帳を交付しています。
2 療育手帳の交付を受けるにはどうすればよいでしょうか。	お住まいの市町の障害福祉担当窓口で手続きをしてください。手続きには、交付申請書、写真1枚（縦4×横3cm、上半身（胸より上）、無帽、本人が一人で写っており、かつ本人であることが識別できるもの）などが必要となります。 なお、18歳を超えて初めて申請する場合には、本人が18歳までに知的障害を発症していたことが証明できる情報や資料が必要となります。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。
3 手帳にはどのようなことが載っていますか。	「療育手帳」には、手帳所持者の氏名、生年月日、住所、顔写真、障害の程度（総合判定）、運賃割引の区分などが記載されています。
4 療育手帳の障害程度（総合判定）はどのようなものがありますか。	重度 A、中度 B（1）、軽度 B（2）の3区分を設けています。県の基準では以下のとおり定められています。

区分	基準
重度A	自他の意思の交換及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難とされるもの。
中度B（1）	新しい事態の変化に適応する能力に乏しく、他人の助けや指導によって、自己の身の周りのことがらを処理しうるもの。 なお、精神面がB（2）であっても、その他の面でAに該当するものがあれば、総合判定はB（1）とする。
軽度B（2）	日常生活にさしつかえない程度に自ら身の周りのことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの。 なお、兵庫県では、知的障害を伴わないが、発達障害と診断され、かつ自他の意思の交換及び環境への適応が困難である等により療育又は日常生活上の支援が必要と認められた人にも療育手帳（B（2））を交付しています。

質問	質問の答え
5 手帳に載っている運賃割引の区分(第1種、第2種)とは何ですか。	<p>交通機関(JR・私鉄など)の運賃割引制度の種別を表しています。療育手帳が重度Aの場合は第1種、中度B(1)、B(2)の場合は第2種となります。ただし、療育手帳が中度B(1)であっても、身体障害者手帳の1級から3級を重複して所持している場合は、第1種となります。</p> <p>○第1種の運賃割引は、本人及び付添いの介護人</p> <p>○第2種の運賃割引は、本人のみ</p> <p>なお、運賃割引制度の詳細は、ご利用の会社へお問い合わせください。</p>
6 県立知的障害者更生相談所にて療育手帳の申請から交付までの流れはどうなっていますか。	<p>最初に、お住まいの市町の障害福祉担当窓口で申請の手続きを行ってください(直接、知的障害者更生相談所に申請されても受理できません)。後日、市町から来所いただく日時等について連絡があります。</p> <p>来所当日は、本人には心理士が心理検査を行い、保護者にはケースワーカーが面談により本人の日常生活の状況や生育歴等をお聞きします。</p> <p>検査、面談が終わった後、医師による診察(医学診断)を受けていただく場合もあります(検査、面談を行った同じ日又は異なる日となります)が、原則としてその日のうちに療育手帳が交付されます。</p> <p>なお、既に手帳をお持ちで、更新の申請をされる場合は、現在お持ちの手帳と交換のうえで新しい手帳をお渡しします(当日に現在の手帳をもってこられていない場合は、後日、市町の担当窓口で旧の手帳と交換のうえでの交付となります)。</p>
7 県立知的障害者更生相談所での判定にはどれくらい時間がかかりますか。	<p>初めて手帳を取得される方は、医師の診察を受けていただく場合もあり、終日を要することもあります。なお、更新の方は概ね2~3時間程度です。</p>

質問	質問の答え	
8 療育手帳の申請にはどのような書類が必要となりますか。	市町障害福祉担当窓口で以下のものが必要となります。 (申請内容により追加で必要な書類もありますので、詳細については、お住まいの市町に必ず確認をしてください。)	
新規に療育手帳を申請する場合	新規に兵庫県で療育手帳を申請する方で、兵庫県以外(神戸市を含みます)で交付された療育手帳をお持ちで、神戸市以外の兵庫県内の市町に転入した場合	既に兵庫県で交付された療育手帳をお持ちで更新する場合
必要な書類関係		
<ul style="list-style-type: none">○療育手帳交付申請書 (様式は市町にあります)○同意書 (様式は市町にあります)○写真1枚(縦4×横3cm、上半身(胸より上)、無帽・本人が一人で写っており、かつ本人であることが識別できるもの)○医師の証明書 (様式は市町にあります) (既に、かかりつけの精神科医がいるなど、知的障害者更生相談所の精神科医の医学判定を希望しない場合)○新規交付申請事前調査表 (様式は市町にあります)	<ul style="list-style-type: none">○療育手帳交付申請書 (様式は市町にあります)○同意書 (様式は市町にあります)○写真1枚(縦4×横3cm、上半身(胸より上)、無帽・本人が一人で写っており、かつ本人であることが識別できるもの)○現在お持ちの療育手帳の写○申出書 (様式は市町にあります)	<ul style="list-style-type: none">○療育手帳更新申請書 (様式は市町にあります)○同意書 (様式は市町にあります)○写真1枚(縦4×横3cm、上半身(胸より上)、無帽・本人が一人で写っており、かつ本人であることが識別できるもの)○現在お持ちの療育手帳の写○確認書・現在の生活の様子 又は承諾書・現況届 (様式は市町にあります) (以前に知的障害者更生相談所で交付を受けた方又は既に県こども家庭センター等で手帳の交付を受けている方(判定の結果により必要の有無が異なります))

質問	質問の答え
9 県立知的障害者更生相談所での判定(検査・面談)には必ず本人と保護者が出向く必要があるのですか。	本人と保護者が来所するようにしてください。やむを得ない事情で保護者が来所できない場合は、市町の窓口にご相談してください。なお、その場合でも、本人の生活状況や生育歴等の詳細を説明できる方に来所していただく必要があります。
10 県立知的障害者更生相談所まで行くのが困難な場合はどうすればよいでしょうか。	<p>障害が重くて来所が難しい人に対しては、各地域の判定会場に出向き、巡回による判定を行っています。この場合、療育手帳は後日送付します。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。</p> <p>なお、既に県こども家庭センター等から療育手帳を交付されており、このたび県立知的障害者更生相談所で手帳の更新をされる方について、前回交付時から心身の状態に変化がないなど、一定の要件に該当する場合には、本人の希望により来所せず手帳が更新される場合もあります（前回の検査結果等を踏まえて判断します。そのため、希望者は必ず来所せず交付されるものではありません）。</p>
11 県立知的障害者更生相談所には駐車場はありますか？	知的障害者更生相談所は兵庫県福祉センターの3階にあります。兵庫県福祉センターに駐車場はありますが、駐車スペースが限られています（予約はできません）ので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

3 既に療育手帳をお持ちの方・・・

質問	質問の答え
<p>1 県立知的障害者更生相談所で判定を受けた後、一定期間が経過すると再び判定を受ける必要がありますか。</p>	<p>県立知的障害者更生相談所で判定を受けられた人は原則として再判定は不要です。ただし、将来的に障害程度の変更が見込まれる場合などは再判定を受けていただく必要があります。</p>
<p>2 療育手帳に「次の判定年月」の記載があり期日が迫っています。どのような手続きが必要ですか。</p>	<p>次の判定年月の3か月前を目安に、お住まいの市町の障害福祉担当窓口で「更新」の手続きをしてください。手続きには、更新申請書、療育手帳、写真1枚（縦4×横3cm、上半身（胸より上）、無帽・本人が一人で写っており、かつ本人であることが識別できるもの）などが必要となります。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。</p>
<p>3 知能検査の結果を知りたい場合はどのような手続きが必要ですか。</p>	<p>県立知的障害者更生相談所で手帳の交付を受けられた方で、「障害基礎年金の申請」や「特別児童扶養手当の申請」等のため知能検査の結果が必要な場合は、「判定証明書の発行依頼」の手続きを行ってください。申請用紙はHPに掲載しています。ダウンロードし、必ず本人または保護者が記載し、<u>直接、県立知的障害者更生相談所に郵送してください。</u> ※ 判定証明書の発行に際して、直接、本人又は保護者に連絡をさせていただく場合もあります。 ※ 申請用紙をダウンロードできない場合は、直接、知的障害者更生相談所にお問い合わせください。</p>
<p>4 現在、施設に入所しています。療育手帳の更新申請は施設のある市町の窓口ですればよいのですか。</p>	<p>現在、障害者支援施設に入所している場合は、施設のある市町ではなく、<u>施設に入所する時点でお住まいであった（入所前に居住していた）市町の窓口で行ってください。</u></p>
<p>5 「療育手帳を破損しました」「療育手帳をなくしました」、どのような手続きが必要ですか。</p>	<p>お住まいの市町障害福祉担当窓口で「再交付」の手続きをしてください。 手続きには、再交付申請書、療育手帳、写真1枚（縦4×横3cm、上半身（胸より上）、無帽・本人が一人で写っており、かつ本人であることが識別できるもの）などが必要となります。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。</p>

質問	質問の答え
6 「本人の氏名・住所が変わりました」「保護者の氏名・住所が変わりました」、どのような手続きが必要ですか。	お住まいの市町障害福祉担当窓口で「変更」の手続きをしてください。手続きには、変更届、療育手帳などが必要となります。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。
7 「県外(神戸市含む)に引っ越します」「本人が死亡しました」「手帳が不要となりました」、どのような手続きが必要ですか。	療育手帳は都道府県・政令市の規定により発行されていますので、転居先の都道府県・政令市で新しく療育手帳を取得する必要があります。転居先の住所地を管轄する福祉事務所などの窓口で交付手続きを行ってください。 なお、兵庫県が発行した療育手帳については、転居前の市町の障害福祉担当窓口で返還の手続きをしてください。手続きには、返還届、療育手帳が必要です。
8 県外や神戸市から兵庫県に転入したのですが、どのような手続きが必要ですか。	他都道府県や政令市が交付した療育手帳をお持ちの方が、兵庫県内に転入した場合には、お住まいの市町の障害福祉担当窓口で手続きをしてください。 手続きには、旧の療育手帳（現在お持ちの手帳）、交付申請書、写真1枚（縦4×横3cm、上半身（胸より上）、無帽・本人が一人で写っており、かつ本人であることが識別できるもの）などが必要となります。旧の療育手帳については、転入前の都道府県や政令市に返還する手続きをする必要があります。詳しくはお住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。